



平成23年2月25日

各位

会社名 株式会社ハードオフコーポレーション  
代表者名 代表取締役会長兼社長 山本 善政  
(コード番号: 2674 東証第1部)  
問合せ先 取締役社長室長 長橋 健  
(TEL 0254-24-4344)

## 訴訟の第一審判決に関するお知らせ

当社が株式会社ワンダーコーポレーション（ジャスダック：証券コード3344、以下「被告」）に対して提訴しておりました競業行為差止等請求訴訟について、平成23年2月25日付にて新潟地方裁判所新発田支部より第一審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の経緯

当社は、被告が平成21年10月15日付でフランチャイズ加盟契約を終了した後、同契約に違反し、引き続きリユース事業を継続していることから、競業行為の差止を請求すると同時に、同契約の条項に基づき、1契約あたり金3,000万円、25契約の合計7億5,000万円の違約金（訴え変更後の金額）及び年6%の割合による遅延損害金の支払いを請求する訴訟を平成21年11月5日付で新潟地方裁判所新発田支部に提起しておりました。

#### 2. 判決の内容

判決の要旨は以下の通りです。

- (1) 被告 株式会社ワンダーコーポレーションは、平成23年10月15日まで、本訴訟の対象となった被告の店舗において、本訴訟の対象となった商品を消費者から買い取り、それを販売する事業を行ってはならない。
- (2) 被告 株式会社ワンダーコーポレーションは、原告 株式会社ハードオフコーポレーションに対し、金7億5,000万円の違約金及び年6%の割合による遅延損害金を支払え（この条項については、仮執行宣言が付されています）。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 3. 今後の見通し

本判決により、当社の請求は全面的に認められました。

今回の判決に対する被告の対応につきましては現時点では明確に示されておりませんが、被告より控訴された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

なお、本判決による当社業績への影響は現在のところ未定であります。確定次第速やかに開示いたします。

以上